

**新潟県農林水産業総合振興事業
省エネルギー対応農業生産条件整備支援
チェックポイント**

★下記要件等をご確認いただき、要件を満たした農家等については書類作成の都合上、
7月14日（金）までに市へ相談をお願いします。
相談に当たっては必ず根拠資料を持参してください。

①助成対象者について

補 助：農地所有適格法人、農業者等の組織する団体

リース：農業協同組合、民間リース会社

（借受者：認定農業者、認定新規就農者等）

②すでに購入された機械等は対象外。

③事業費（取得価格）は25万円から5,000万円。

④採択要件について

（1）次のいずれかが基準より10%以上低減することが見込まれること。

1 燃油使用量

2 電気使用量

3 肥料費

※10%以上低減することが分かる根拠資料が必用です。

※基準は原則直近3か年実績の平均値とする。

（ただし、経営開始や法人設立後間がないなど直近3か年の実績が把握できない場合は、現状の設定を前年度分のみで設定も可能です。）

（2）燃油使用量、電気使用量、肥料費の低減に係る国庫補助事業の対象とならない取組であること。

⑤補助対象について

燃油使用量、電気使用量、肥料費のいずれか低減に必要な機械等

※令和6年2月中（見込み）に納品及び業者への支払いが必要です。

（例）

- ・土地利用型：トラクター、田植機、コンバイン、農業用マルチローター、自動操舵システム、乾燥機、たい肥散布機等
- ・施設園芸型：ヒートポンプ、バイオマス暖房機、ハイブリッド暖房システム、循環扇、被覆の多層化、予冷設備等

※補助率は5.5/10以内（中山間地域）

⑥導入する機械の能力に合った経営面積の設定が必要です。

- ・導入する機械等には、馬力、条数等で年間作業面積が設定されています。(県指針)
例えば、30馬力級のトラクター(ロータリーの作業幅1.6m)を導入する場合、年間作業面積が10ha必要となります。

馬力数が大きくなれば作業面積も増えます。

また導入する機械以外に既存の機械があれば、その分も作業面積としてカウントします。

参考：導入トラクター30PS：10ha+既存トラクター25PS：10ha=作業面積20ha

導入するには、3年後に20ha規模の経営面積が必要となります。

⑦申請イコール補助金ではありません。

- ・本事業は、県の承認を受けてから実施が原則です。

⑧事業の主な流れ(予定)

・7月14日(金)まで 申請者から佐渡市へ相談及び根拠資料の提出

- ・調整中 申請者との調整及び県振興局へ計画書等の書類提出
- ・調整中 県事業認定 ※事業認定後、機械の入札等を行い導入

※上記の期日までに根拠資料が用意できない場合は、相談受付や手続きは出来ません。

※納品及び業者への支払い後、令和6年2月中(見込み)までに実績報告などの手続きを行う必要があります。

⑨必要書類

要件確認をする必要がありますので相談の際に下記書類をご持参ください。

- ①燃油使用量、電気使用量、肥料費のいずれかが基準より10%以上低減することが分かる根拠資料
- ②上記に係る燃油使用量、電気使用量、肥料費の過去3年間の実績資料(伝票、作業日誌等)
- ③機械等の見積書
- ④農業の申告書(過去3年間)
- ⑤既存機械・施設等の一覧表
- ⑥経営農地の増加見込み面積一覧(目標年：令和7年度までの増加見込み)

【法人等の場合(追加資料)】

- ⑦規約(定款)
- ⑧機械・施設等の管理運営規程
- ⑨構成員名簿

※資料を基に取り組み内容等の聞き取りを行いますので、資料を必ずご準備ください。

※要件を満たす場合は、計画書等の書類を作成していただきます。また追加で資料等を提出いただく場合があります。

○お問合せ先：佐渡市農林水産部農業政策課 電話 63-5117